

## 議員提出第6号議案

### 公立小・中学校の完全冷房化を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成26年9月30日

提出者	稲城市議会議員	原 島 茂
賛成者	〃	梶 浦 みさこ
〃	〃	遠 藤 くに子
〃	〃	渡 辺 たつや
〃	〃	渡 辺 力
〃	〃	中 田 中
〃	〃	井 川 まちこ

#### (提案理由)

各区市町村の財政力の差によって、教育環境に大きな差が生じないように、公立小・中学校の全ての教室の冷房化を推進するため。

## 公立小・中学校の完全冷房化を求める意見書

稲城市では、平成 22 年度に創設された「東京都公立学校施設冷房化緊急支援特別事業」による補助金を導入して、建てかえを予定している学校を除いて、平成 23 年度末までに市内小・中学校の普通教室に空調設備を設置した。

その結果、今年度は、子ども達が学習に集中することが出来たので、学習効果が上がったとの喜びの声を聴いている。

しかし、理科室、家庭科室、調理室や少人数指導教室などの特別教室への空調設備の設置については、東京都による特別補助金の対象外とされている上、多額の経費を要するため、現時点では見通しが立たない状況である。

現在、各教育現場では、学力向上などに向けた様々な取り組みが行われ、夏季休業の短縮や夏季休業期間中の補習の実施など教育活動の充実が図られている。

このような状況の中、東京都の各区市町村の財政力の差によって子ども達の教育環境に大きな差異が生じないように、東京都と国においては、次の措置を講じることを強く要望する。

### 記

1. 東京都は市町村に対し、公立小・中学校の全ての教室の冷房化を推進するための財政支援策を直ちに実施すること。
2. 国においては、現在の国庫補助制度では多額の設置者負担が生じていることから、市町村にとって実効性のある支援策とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 30 日

稲城市議会議長 中山 けんじ

衆議院議長

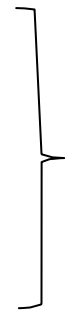
参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

東京都知事

東京都教育委員長



あて

## 議員提出第7号議案

### 手話言語法制定を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成26年9月30日

提出者	稲城市議会議員	大久保	もりひさ
〃	〃	岩佐	ゆきひろ
〃	〃	遠藤	くに子
〃	〃	中村	みほこ
〃	〃	渡辺	力
〃	〃	田中	繁夫
〃	〃	井川	まちこ

#### (提案理由)

日本中の聴覚障害者が、手話による情報の提供をくまなく受け入れられるように、また、国連の障害者権利条約の批准をより確固たるものとするため。

## 手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体制をもつ言語である。手話をつかうろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、過去にはろう学校では手話は禁止され、また、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記され、政府は、本年1月20日に障害者権利条約を批准したところである。

平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法22条では国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、国においては、こうした「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年9月30日

稲城市議会議長 中山 けんじ

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
総務大臣

} あて